

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議の今後の進め方

産業廃棄物処理施設審査課

1 今後の予定

- ① 申請書等の縦覧 7月5日～8月5日
- ② 利害関係者からの意見書（※）の提出期間 7月5日～8月19日
- ③ 関係市長（米子市長）からの意見書の提出期限 8月26日
- ④ 意見書のとりまとめ 8月19日～

※意見は生活環境の保全上の見地からのものに限る

2 進め方

- ① 第1回会議終了から第2回会議までの間に、以下を行う。
 - ・審査専門委員に、必要に応じて第1回会議での質疑への補足回答等を行う。
 - ・審査専門委員に、関係市長（米子市長）及び利害関係者からの意見を提示する。
 - ・各審査専門委員に、個別に申請内容への意見を聴取する。
- ② 第2回会議において、個別に聴取した各審査専門委員の意見を確認いただき、必要に応じて追加の意見聴取等を行う。

【参考】

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

（令和2年3月30日環循規発第2003301号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長）

第2 産業廃棄物処理施設の許可について

5 専門的知識を有する者の意見の聴取

- (1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。
- (2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。
- (3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会等の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。
- (4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。